

様式第 26 号

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社プラスアルファ（以下甲とする）と、労働者代表 山下 勝巳（以下乙とする）は労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のように協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定による対象労働者の範囲は下記のとおりとする。

（1）本協定は、別表 1 に記載された職種に派遣される従業員（対象従業員）全てに対してに適用する。

（2）対象従業員については派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐなどの為、本労使協定の対象とする。

（3）甲は対象従業員に対して一の労働契約の契約期間中に、特段の事情が無い限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当、他手当については就業規則賃金規程に準ずる。

（賃金の決定方式）

第3条 対象従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 の基準値のとおりとする。

（1）比較対象となる同種の業務に従事する一般労働者の職種は「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）」（局長通達別添 2）の中から選択し、且つ基準値を上回る物とする。また、どの職種を適用するかに関しては、業務の実態を踏まえ、最も適合する職種が有る小分類を使用するが、業務の実態から複数の業務に従事する可能性が有る場合は中分類、大分類を使用する。

（2）通勤手当については基本給とは分離し、第 6 条の通りとする。

（3）地域調整については、就業地が静岡県内に限られる事から職業安定業務統計による地域指数（局長通達別添 3）に定める「静岡県」を用いるものとする。

(賃金の格付け)

- 第4条 (1) 対象従業員の基本給及び賞与は、局長通達別添 2 にある職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)の基準と同額以上であることとする。
- (2) 各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとする。

A ランク	10 年
B ランク	5 年
C ランク	0 年

(各種手当)

- 第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、法律の定めに従って支給する。

(通勤手当)

- 第6条 対象従業員の通勤手当は実費に相当する額を支給する。

(1) 通勤手当とは、公共交通機関または自己所有の車、自転車等の交通用具を使用する者に対し、実費を支給する。ただし、以下の者についての実費はゼロ円とし、支給しないものとする。

- ・公共交通機関または交通用具を一切使用しない者
- ・交通用具を使用する者で片道 2 キロメートル未満の通勤距離の者

(2) 公共交通機関を利用する者の通勤経路については、会社が指定する合理的な通勤経路に拠るものとする。ただし、本人の申請により、別経路を選択すべき事情があると会社が認める場合には、その限りではない。

(3) 交通用具を使用する者への実費は、就業先と自宅との距離に対して、1 キロあたり 10 円の燃料費見込み額とする。なお、距離の測定には原則として Google マップもしくはナビタイム等インターネット上の地図使用するものとする。

(4) 上限額は、各社員の実質の勤務時間に 71 円を乗じた額を上限とし、それを下回らないものとする。

(退職手当)

- 第7条 対象従業員の退職手当は、一般基本給・賞与等の 5% を時給に含むものとする。

(昇給)

第8条 甲は、第4条の規定による対象従業員の評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積及び能力の向上が有ると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で追加の手当を支払う事とする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力が有ると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

(賃金の決定に当たっての評価)

第9条 基本給の決定は、一期毎に行う勤務評価を活用する。勤務評価は公正に評価することとし、その方法は別途添付する評価表に基づいて決定する。

(賃金以外の待遇)

第10条 教育訓練（次条に定める物を除く）、福利厚生等の待遇については当社正社員と同一とする。

(教育訓練)

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については労働者派遣法に基づき別途定める「プラスアルファ教育訓練実施計画」にしたがって着実に実施する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、別途労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日迄の1年間とする。

令和8年3月31日

株式会社プラスアルファ 代表取締役 高橋 奈美子 ⑩

株式会社プラスアルファ 労働者代表 山下 勝巳 ⑩